

新型コロナウイルス感染症流行時における当施設での対応について

施設長 稲津 佳世子

今年度4月1日より、新施設長に就任いたしました。

藤井施設長に引き続き、誠心誠意 施設の安全で効果的な運営を心掛けてまいりますので、よろしくお願いいたします。

さて今般皆様もご存知のとおり、福岡市においても新型コロナウイルス感染症が流行しております。

当施設では、いち早く玄関での体温モニターの設置や、消毒剤の設置、面会に関するリモート利用や職員への徹底した生活管理など様々な感染防止対策を講じておりますが、ウィルスの変異等により、完全に抑制できない可能性があります。実際に医療機関や介護施設等でのクラスターの発生報告が後を絶ちません。

また、感染が判明した後の対応についても、急激な感染者数の増大により医療体制が逼迫しつつあり、感染者全員を医療機関で治療することが難しい事態が懸念されています。

つきましては、現時点での当施設での取り組みについてご報告、並びに皆様へのお願いを申し上げます。

1. ワクチン接種について

新型コロナウイルス感染症では高齢者や基礎疾患のある方などでは重症化のリスクが高いことが指摘されています。現在、様々な治療法が試みられていますが、ワクチン接種は重症化を防ぎ、感染の拡大を抑止する高い可能性が示されています。

ワクチンの供給に関しましては、未だ不確定な部分が多く、接種の日程等について具体的に提示できる段階ではありませんが、順次高齢者に対するワクチン接種が行われる予定となっております。

つきましては、当施設ご利用者の皆様には、ご本人の健康を守るため、さらに他の利用者様等への感染拡大を予防するためワクチン接種を強くお勧めします。接種後の健康観察や副反応についての対応も当施設や関連医療機関で実施を予定しています。

なお、ワクチン接種は義務ではありませんので、接種を断られた場合でも、当施設での処遇に不平等や不都合を生むことはありません。

1) 当施設でのワクチン接種について

入所者の皆様に対しては当施設内で集団接種を検討しています。具体的日程等につきましては現段階では未定ですが、接種後の健康観察や副反応への対応等につきましても当施設並び

に關係医療機関で実施を予定しています。当施設での接種の希望の有無につき、ご連絡ください。

○ワクチン接種についての説明をお読みいただき、接種にご理解いただけた方には、当施設でワクチン接種いたします。

注) 当施設で使用するワクチンは現在のところ、ファイザー社製のコミナティを予定しています。なおワクチンの入荷状況によっては、今後接種できるワクチンの種類が変更になる可能性もあります。

ワクチンについて詳しくお知りになりたい場合は、厚生労働省のホームページをご参照ください。医師から直接説明を聞きたい場合は、ご連絡ください。

2) ワクチン接種の同意について

ご本人の理解が困難で同意をいただけない場合は、ご家族等代理の方の同意により接種が可能です。その場合は問診票に代筆者の氏名とご本人との関係を記載してください。

成年後見人の場合は、本人または成年後見人の自筆での署名が必要です。

3) かかりつけ医の許可について

入所者の方につきましては、医師である私自身が対応いたします。

4) 今後の予定

具体的な日程が決まりましたら、改めてご連絡いたしますので、それまで接種券と問診票はご自宅で保管しておいてください。接種日程の10日前までに当施設に接種券と問診票を送付またはご持参ください。

2、施設内で発症者が発生した場合の対応について

当施設ではご利用者様の皆様が感染しないよう、最大の注意を払っております。しかしながら、これ以上市中に感染症が広がると、施設で完全に感染症を防ぐことは困難になるかもしれません。

1) 施設内で発症者が出た段階で、施設内に感染が広がっている可能性があります。

発症された方は発症2日前くらいから、ウィルスを体外に出しているということが分かっています。もちろん、入所者間での感染が拡散しないよう予防策は講じておりますが、発症者が判明した段階ですでに施設内にウィルスが広がっている可能性は否定できません。この危険度は発症者の活動性やほかの人との接触の程度により様々であると思われれます。

2) 発症者が出た場合、他の介護施設への転所は非常に厳しいと考えられます。また、在宅復帰に関しても、ご自宅での感染拡大のリスクがあります。

3) 発症者の治療について

コロナ感染症は法律で規定された指定感染症であり、入院加療が義務付けられています。発症者は原則として専門の医療機関に転院して、治療を受けていただきます。

しかしながら、感染者の急拡大による医療機関での受け入れが困難な事態も予測されます。その際は、一時的に当施設内で治療や経過観察を行う可能性があります。その際、他の利用者様への感染予防のために個室管理や隔離を行う可能性があります。また、その際は職員の負担軽減や他の利用者様への感染予防のため従来提供していたサービスを変更・停止させていただく可能性があります。

3. 人生会議について

コロナ感染症の方はご家族との面会もできません。重症化した場合は人工呼吸器や人工肺血液循環装置をつけるなどすれば会話も困難になります。

このため施設は転院先の医療機関に対して治療の徹底性について事前の意思確認を伝えることが必須となります。介護施設内の利用者様の中には安らかな最期を迎えたい方もおられるかもしれません。死は誰にでもやってきます。厚生労働省は「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」について検討を重ねてきました。「人生会議」と名付けられ、自分の望む、人生の最終段階で受けたい医療やケアについて、ご家族で話し合ってくださいとを勧めています。

日本老年医学会の「事前指定に関する提言」では

医療を受けていない高齢者に対しても、要介護認定を受けるころまでには事前ケア指定（受けたい医療やケアの内容を自分で意思表示ができなくなる前に文書等で指定しておくこと）を開始することが望ましいとされています。

すでに介護施設に入所されている方に関しては、直ちに事前ケア指定についての話し合いを始めることが勧められています。

この度はコロナ感染症の場合について、どこまでの治療を希望するかご本人やご家族で話し合ってみることをお勧めします。話し合いについて、困難を感じられると思いますが、その際は当施設でお手伝いすることも可能です。また、一度決めた後で状況や信条が変わっても構いません。大切な方の命の時間についてこの機会にぜひ一度じっくりと考えてみてください。

上記のように厳しい状況をご理解いただいたうえで、施設のご利用をお願い申し上げます。また、ご本人の状況や社会的状況によって、今後ご希望通りになるとは限りません。この機会にご本人及びご家族の方に、もしもの時のことをお考えいただくことは備えとして大事であると考えます。ご協力のほどお願い申し上げます。